

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項 1 事業の概要

特別会計名：吉見町下水道事業特別会計

事業名	「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」（下水道事業）		
事業開始年月日	昭和60年6月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	吉見町	職員数（H22. 4. 1現在）	3人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	187（20年度）	財政力指数	0.651（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	85.9（20年度）	実質公債費比率（％）	13.4（21年度）
		将来負担比率（％）	143.6（20年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。
- 3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

- 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
- 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
- 該当なし

[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村：]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 にしを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	吉見町下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	吉見町長 新井保美
既存計画との関係	第4次吉見町行政改革大綱（平成22年度～平成26年度）
公表の方法等	広報、ホームページ、議会説明
基本方針	下水道事業の経営は、維持管理の効率化、建設事業費のコスト縮減等による歳出の削減を行うとともに、水洗化率及び収納率の向上に努めるなど、安定した収入を確保することにより健全化を図ります。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満 旧簡保：年利5%以上 6%未満 旧公庫：年利5%以上 5.5%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満 旧簡保：年利6%以上 6.5%未満 旧公庫：年利5.5%以上 6%未満	旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	49,243.8	26,939.0	75,500.2	151,683.0
	補償金免除額	9,469.3	6,567.9	25,433.0	41,470.0
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	23,885.5			23,885.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	24,589.6	20,031.5	14,156.0	58,777.1

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	49,243.8	26,939.0	75,500.2	151,683.0
合 計 (A)		49,243.8	26,939.0	75,500.2	151,683.0
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		49,243.8	26,939.0	75,500.2	151,683.0

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	23,885.5			23,885.5
合 計 (A)		23,885.5			23,885.5
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		23,885.5			23,885.5

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道事業	24,589.6	20,031.5	14,156.0	58,777.1
合 計 (A)		24,589.6	20,031.5	14,156.0	58,777.1
※上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		24,589.6	20,031.5	14,156.0	58,777.1

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容										
財務上の特徴	下水道事業は、全体計画面積774ha、計画処理人口14,100人と定め推進しているが、現在の整備状況は、整備済み面積145.7ha、整備済み人口4,600人である。このため、今後も継続して事業を実施する必要がある。下水道特別会計のここ数年の状況は、歳入では使用料収入と一般会計繰入金、それぞれ33%前後と横ばいの状況となっている。歳出においては、公債費が約50%を占めている。償還金については、平成26年度をピークに減少の見通しである。平成20年度に制定した「吉見町下水道事業基金条例」を適正に運用する。										
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">課題 ①</td> <td>水洗化率向上のため促進実施 公共下水道の水洗化率75%である。水洗化率の向上は、使用料収入の増加につながることから100%接続するよう戸別訪問による普及促進を今後も継続的に実施する。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ②</td> <td>使用料及び受益者負担金の徴収強化 使用料の徴収は水道部門に委託しているが、未納者に対しては、水道部門と連携し、臨宅徴収などにより収納率の向上を図る。また、受益者負担金については、督促、勧告の発送のみではなく、滞納処分の方法等を研究するとともに、徴収体制の強化を図っていく。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ③</td> <td>建設事業費の抑制 地理的な特性等により建設費が割高となっている。今後の事業は、より効率的に整備を進める必要がある。そのため、他工事との連携、工法等の見直し及び投資効果が最大となるような整備地区の選定等の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ④</td> <td>公債費の削減 公債費の削減のため、地方債残高を継続的に減らしていく必要がある。そのため、地方債の借入額が、元金償還額を上回らないようにするなど、地方債残高が増加しないよう、事業を計画的に進める必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">課題 ⑤</td> <td>給与水準の適正化 経営の効率化のため、定員と給与の適正化は進める必要がある。給与水準については、普通会計に準じて適正な処理を実施し、経営改善に努める。しかし、定員数については、現在3人の人件費で運営しており、事業面からこれ以上の削減は厳しい。</td> </tr> </table>	課題 ①	水洗化率向上のため促進実施 公共下水道の水洗化率75%である。水洗化率の向上は、使用料収入の増加につながることから100%接続するよう戸別訪問による普及促進を今後も継続的に実施する。	課題 ②	使用料及び受益者負担金の徴収強化 使用料の徴収は水道部門に委託しているが、未納者に対しては、水道部門と連携し、臨宅徴収などにより収納率の向上を図る。また、受益者負担金については、督促、勧告の発送のみではなく、滞納処分の方法等を研究するとともに、徴収体制の強化を図っていく。	課題 ③	建設事業費の抑制 地理的な特性等により建設費が割高となっている。今後の事業は、より効率的に整備を進める必要がある。そのため、他工事との連携、工法等の見直し及び投資効果が最大となるような整備地区の選定等の検討を行う。	課題 ④	公債費の削減 公債費の削減のため、地方債残高を継続的に減らしていく必要がある。そのため、地方債の借入額が、元金償還額を上回らないようにするなど、地方債残高が増加しないよう、事業を計画的に進める必要がある。	課題 ⑤	給与水準の適正化 経営の効率化のため、定員と給与の適正化は進める必要がある。給与水準については、普通会計に準じて適正な処理を実施し、経営改善に努める。しかし、定員数については、現在3人の人件費で運営しており、事業面からこれ以上の削減は厳しい。
課題 ①	水洗化率向上のため促進実施 公共下水道の水洗化率75%である。水洗化率の向上は、使用料収入の増加につながることから100%接続するよう戸別訪問による普及促進を今後も継続的に実施する。										
課題 ②	使用料及び受益者負担金の徴収強化 使用料の徴収は水道部門に委託しているが、未納者に対しては、水道部門と連携し、臨宅徴収などにより収納率の向上を図る。また、受益者負担金については、督促、勧告の発送のみではなく、滞納処分の方法等を研究するとともに、徴収体制の強化を図っていく。										
課題 ③	建設事業費の抑制 地理的な特性等により建設費が割高となっている。今後の事業は、より効率的に整備を進める必要がある。そのため、他工事との連携、工法等の見直し及び投資効果が最大となるような整備地区の選定等の検討を行う。										
課題 ④	公債費の削減 公債費の削減のため、地方債残高を継続的に減らしていく必要がある。そのため、地方債の借入額が、元金償還額を上回らないようにするなど、地方債残高が増加しないよう、事業を計画的に進める必要がある。										
課題 ⑤	給与水準の適正化 経営の効率化のため、定員と給与の適正化は進める必要がある。給与水準については、普通会計に準じて適正な処理を実施し、経営改善に努める。しかし、定員数については、現在3人の人件費で運営しており、事業面からこれ以上の削減は厳しい。										
留意事項	下水道使用料の見直しについては、現在の使用料は県内でも高いほうであるので値上げをすることは難しいと思われる。まずは、水洗化率や収納率の向上、歳出の削減を実施した後に適正な料金の検討をする。										

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
収益的 収支	収益的 収入	1 総 収 益 (A)	206	230	245	281	287	289	290	291	290	291	
		(1) 営 業 収 益 (B)	172	191	192	191	179	178	179	179	181	183	
		ア 料 金 収 入	144	163	164	163	151	147	148	148	150	152	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	(28)	(28)	(28)	(28)	(28)	(31)	(31)	(31)	(31)	(31)	
		(2) 営 業 外 収 益	34	39	53	90	108	111	111	112	109	108	
		ア 他 会 計 繰 入 金	26	39	53	82	105	108	108	109	106	105	
		イ そ の 他	8	0	0	8	3	3	3	3	3	3	
		収益的 支出	2 総 費 用 (D)	168	173	172	166	163	169	151	149	147	145
			(1) 営 業 費 用	56	64	65	63	64	73	62	63	66	68
	ア 職 員 給 与 費		15	16	16	13	13	12	13	12	12	13	
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他		41	48	49	50	51	61	49	51	54	55	
	(2) 営 業 外 費 用	112	109	107	103	99	96	89	86	81	77		
	ア 支 払 利 息	15	15	14	14	13	12	11	10	10	9		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	97	94	93	89	86	84	78	76	71	68			
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	38	57	73	115	124	120	139	142	143	146			
資本的 収支	資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	326	203	212	167	149	255	330	328	153	153	
		(1) 地 方 債	90	84	67	43	67	149	175	202	57	61	
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(2) 他 会 計 補 助 金	133	64	95	51	44	43	41	45	47	49	
		(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	50	30	46	38	31	36	101	68	31	31	
		(6) 工 事 負 担 金	53	25	4	32	4	20	3	3	11	2	
	(7) そ の 他	0	0	0	3	3	7	10	10	7	10		
	資本的 支出	2 資 本 的 支 出 (G)	338	283	271	290	273	383	469	470	288	299	
		(1) 建 設 改 良 費	218	163	147	160	134	141	261	203	114	118	
		ウ ち 職 員 給 与 費	21	21	15	13	13	12	13	12	12	13	
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	118	118	123	129	139	242	208	267	174	181	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5) そ の 他		2	2	1	1	0	0	0	0	0	0		
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 12	△ 80	△ 59	△ 123	△ 124	△ 128	△ 139	△ 142	△ 135	△ 146			

(単位:百万円, %)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	26	△ 23	14	△ 8	0	△ 8	0	0	8	0
積 立 金 (K)	0	0	0	0	20	11	0	0	8	0
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	30	56	33	47	39	19	0	0	0	0
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	56	33	47	39	19	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	18	21	8	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支										
(N)-(O)										
黒 字 (P)	38	13	39	39	19	0	0	0	0	0
赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	72.0	79.0	83.1	95.3	95.0	70.3	80.8	70.0	90.3	89.3
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	172	191	192	191	179	178	179	179	181	183
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)										
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)										
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	3,317	3,283	3,226	3,141	3,068	2,975	2,942	2,877	2,758	2,636

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
区 分										
収 益 的 収 支 分	53	66	80	110	133	139	139	140	137	136
うち基準内繰入金	40	52	56	110	133	139	139	140	137	136
うち基準外繰入金	13	14	24	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 支 分	133	65	96	51	44	43	41	45	47	49
うち基準内繰入金	31	24	21	19	16	14	12	10	11	11
うち基準外繰入金	102	41	75	32	28	29	29	35	36	38
合 計	186	131	176	161	177	182	180	185	184	185

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	67.8	72.2	68.9	97.7	97.5	70.1	82.8	71.2	91.8	90.7	
資本費 (円又は%)	195	180	184	187	214	327	281	344	234	235	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	72.0	79.0	83.1	95.3	95.0	70.3	80.8	70.0	90.3	89.3	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	25.8	28.8	33.0	39.1	46.4	48.1	47.9	48.1	47.2	46.7
	うち基準内繰入金 (%)	19.5	22.6	23.0	39.1	46.4	48.1	47.9	48.1	47.2	46.7
	うち基準外繰入金 (%)	6.3	6.2	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	41.3	31.8	45.0	30.7	29.3	16.9	12.4	13.7	30.7	32.0
	うち基準内繰入金 (%)	9.5	11.6	9.9	11.4	10.5	5.5	3.6	3.0	7.2	7.2
	うち基準外繰入金 (%)	31.8	20.2	35.1	19.3	18.8	11.4	8.8	10.7	23.5	24.8

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は

「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであること、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たった考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	利用者の負担増を極力抑えるため現行の水準を維持した。優先課題として、水洗化率の向上により収入増を見込むとともに、平成22年度及び平成25年度に供用開始をする地域があるため使用料増加が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	料金収入の増が元利償還金の増を上回るため多少の繰入金は減少すると見込まれる。また、平成26年度に元利償還金のピークを迎えるため、その財源に充てていた繰入金は減少していくと見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	今後も下水道認可区域の整備を進めていくが、大規模投資はない。また、未利用の資産はないので、資産売却もない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	供用開始に伴う受益者負担金については、一括と分割納付の割合を前地区の実績に基づき算定した。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
 - 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		第三次吉見町行政改革大綱・集中改革プラン及び定員適正化計画に基づき定員数の適正化に取り組み、数値目標を達成しました。 (目標)平成22年4月1日職員数 188人(対平成17年4月1日比 10人減、5.1%減) (結果)平成22年4月1日職員数 181人(対平成17年4月1日比 17人減、8.6%減)
○ 給与のあり方	課題⑤	地方公務員全般にわたり給与制度の見直しが進められるなか、簡素で効率的な行政運営に向けて給与制度・運用・水準の適正化に努めます。 ◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方 平成18年10月(平成18年4月適用)より、国家公務員の給与構造改革に準じた給与制度の改正を実施しました。地域手当については、平成21年度の支給率は一律5%でありましたが、この支給率を国の示す支給率とするため、改正給与条例を平成21年3月定例議会へ提出し議決されました。平成22年4月1日からの適用で、地域内の支給率は国の示す支給率0%としました。 ◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 平成17年度において技能労務職員に係る特殊勤務手当である自動車運転手当の廃止を行いません。また平成18年度には、一般職員と同様に給与構造改革に取り組み、給料表の見直しを行い、給与の適正化を図りました。(平均2.5%の給料月額減額を実施)今後においても、各年度における人事院及び県人事委員会の勧告等を参考に、適正な給料及び諸手当等の改正を実施して参ります。(現在、下水道担当に技能労務職員に相当する職種に従事する職員はいません。) ◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 定年退職者については、平成18年4月1日から「職員の初任給、昇格、昇給の基準に関する規則」での退職時特別昇給を廃止しました。また、勧奨退職者についても、「吉見町職員の勧奨退職に関する規則」の一部改正を行い(平成21年8月4日交付)平成22年4月1日から廃止しました。 ◇ 福利厚生事業のあり方 健康保険に対する事業主負担については、埼玉県市町村職員共済組合に加入しているため、共済組合で割合を決定している。職員互助会等は存在しないため公費負担はおこなっていない。職員による野球部、サッカー部への活動費として、スポーツ保険料相当額及び大会参加費補助を行っており、地域との交流、職員間の親睦が図られている。今後も住民の理解が得られるよう、適切に福利厚生事業の推進を図っていく。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組		流域関連公共下水道であるため、維持管理費の大半を流域下水道維持管理負担金が占めております。維持管理費の縮減については、不明水の調査を実施しており、不明水の流入を防ぐとともに、適切な修繕を進め延命化を図って参ります。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		使用料徴収事務については、水道部門に委託することにより効率化を図っております。また、マンホールポンプの維持管理につきましては、民間委託により対応しております。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	課題① 課題②	平成17年度に使用料の改定を実施し、料金の引き上げを行いました。 現在は、戸別訪問による水洗化の促進や未納者に対しての臨宅徴収等による財源確保に努めております。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		健全化計画等につきましては、広報やホームページにおいて情報公開を適切に実施して参ります。また、町では、行政改革の取組状況や財政効果、健全化判断比率等の財政状況について、広報やホームページを通じて公開しております。
○ 行政評価の導入		総合振興計画の実施計画をもとに事務事業ヒアリングを実施し、事務事業の精査を行っております。事務事業評価については、他市町村の先進事例調査を行っているところであり、引き続き導入した場合の効果や課題について、調査・研究をして参ります。
4 その他	課題③ 課題④	建設工事費用を抑制するために、ガス管と同時施工を検討しております。そのことにより借入額を削減することができる。 接続アンケートにより接続率の高い地域から事業を実施する。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	事務経費の削減が図られるよう、職員のコスト意識を向上させ、コスト削減・効率化を進める。 簡素で効率的な行政運営に向けて給与制度・運用・水準の適正化に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	費用対効果を考慮した民間委託への切り替えの検討や、財源を効率的に活用するため事務事業の見直し等、経営の効率化に努める。 受益者負担の原則に基づき受益と負担の公平性を確保するため、使用料の定期的な見直しを行う。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰出しの解消には、使用料収入の適正化が重要であり、そのため水洗化を促進することによる使用料の増収に努める。
4 その他	大口使用者（企業等）の料金収入の割合が高く、企業による経費削減努力により使用料収入に大きな影響があると考えられる。 今後も、事業の効率化、料金の適正化に努める必要がある。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【新規計画策定団体】

課 題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	A 増減	3,683	4,273	4,270	4,201	4,609	4,618	4,627	4,636	5,030	5,041	432	
	水洗便所設置済人口(人)	B 増減	2,761	3,248	3,347	3,530	3,448	3,568	3,664	3,733	3,873	4,020	572	
	水洗化率(%)	C 増減	75.0	76.0	78.4	84.0	74.8	77.3	79.2	80.5	77.0	79.7	4.9	
	有収水量(m ³)	D 増減	830,176	925,679	941,858	948,681	890,860	887,342	896,802	903,601	909,809	915,426	24,566	
	② 使用料単価(円/m ³)	E 増減	174	176	174	172	169	166	165	165	165	166	1	
	(使用料収入/有収水量)		30	2	△ 2	△ 2	△ 3	25	△ 3	△ 1	0	0	1	△ 3
	料金改定率(%)	F 増減	11.8					11.8						
	(料金改定実施年度に記入)		11.8											
	③ 収納率(%)	G 増減	99.8	99.8	99.8	99.6	99.5	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	0.3
	④ その他()	H 増減	0.0	0.0	0.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3
	⑤ 管理運営費(千円)	I 増減	285,503	290,749	294,761	294,467	302,027	406,634	352,128	409,786	314,965	319,575	17,548	
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円)	J 増減	78	68	69	70	66	88	76	88	63	63	3	
(I/A)		△ 13	△ 10	1	1	△ 4	△ 25	△ 12	△ 25	0	△ 3			
⑦ 汚水処理原価(円/m ³)	K 増減	257	244	252	176	173	236	199	231	180	183	10		
(汚水処理経費/有収水量)		△ 25	△ 13	8	△ 76	△ 3	△ 109	63	△ 37	32	△ 51	3		
⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³)	L 増減	62	64	68	65	71	76	63	64	68	70	2		
(汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)		△ 17	2	4	△ 3	6	△ 8	5	△ 13	1	4	△ 1		
⑨ その他()	M 増減													
⑩ 使用料回収率(%)		67.8	72.2	68.9	97.7	97.5	70.1	82.8	71.2	91.8	90.7			
⑪ 累積欠損金比率(%)		3,317	3,283	3,226	3,141	3,068	2,975	2,942	2,877	2,758	2,636			
⑫ 企業債現在高(百万円)														
収入の確保	使用料収入	145	163	164	163	151	147	148	148	150	152	195		
	改善効果額	35	53	54	53	41	236	37	38	38	40	42		
	①有収水量の増加	11	28	31	31	21	122	20	22	22	24	25		
	②使用料の適正化	24	25	23	22	20	114	17	16	16	16	17		
	③収納率の向上													
	④その他()													
経営の効率化	改善効果額	286	291	295	294	302	406	352	410	315	320	80		
	管理運営費	37	37	31	26	26	25	25	25	25	25	25		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	4	4	10	15	15	48	16	16	16	16	16		
	改善効果額	4	4	10	15	15	48	16	16	16	16	16		
	⑤職員給与費の適正化													
	維持管理費(上記以外)の適正化()													
⑥その他()														
改善効果額														
計画前5年間改善効果額 合計								284	改善効果額 合計 A				275	
計画前5年度において使用料単価150円/m ³ (20m ³ 当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m ³ 未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。												<参考>補償金免除額(旧資金運用部資金)	42	

注1 計画前5年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。
【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口……………10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口……………10表01行12列
- ・有収水量……………10表01行52列
- ・管理運営費……………32表02行05列
- ・汚水処理原価……………(32表02行06列)/(有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費)……(32表01行44列)/(有収水量)
- ・使用料収入
法適用事業 = 20表01行03列
法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
法適用事業 = (21表01行06列)+(23表01行18列)-(21表01行44列)
法非適用事業 = (26表01行14列)+(26表01行35列)-(26表02行14列)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方
- 民間委託の取組状況
- その他に記入された項目に関する取組等